

# 本市の対応について

本市は、県のBA. 5対策強化宣言の終了を受け、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るために、業種別ガイドライン等を遵守し、徹底した感染防止策を講じて、市民利用施設は、原則開館、市主催・共催のイベントについては、開催する。

期 間 令和4年10月1日（土）から当面の間  
 利用時間 通常の開館（開催）時間とする  
 利用制限 収容定員の制限等については以下のとおり（※1、※2）

		施設の収容定員		
		5,000人以下	5,001～10,000人	10,001人以上
大声なし	安全計画の策定あり（※3）	収容定員まで		
	安全計画の策定なし（※4）	収容定員まで	5,000人まで	収容定員の半分まで
大声あり（※4）		収容定員の半分まで		

- （※1）細部については、県の要請のとおり、また、県が利用制限の内容を変更した場合、その内容を準用
- （※2）同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）とすること
- （※3）「参加予定人数が5,000人超」かつ「収容率50%超」のイベント（「大声なし」又は「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分する場合に限る。）は、感染防止安全計画を策定し、県に確認を受けること
- （※4）感染防止安全計画を策定しないイベントについては、県が定める「チェックリスト」様式に感染防止対策を記載し、ホームページ等で公表すること

凡例：下線部は前回からの修正箇所